

青森県産ほたて等プロモーション動画の利用について

- 1 本動画及び説明文に係る著作権は青森県に帰属します。
- 2 1について、青森県産ほたて等の宣伝・販売促進を目的としたあらゆる用途に使用できるものとします。
ただし、次の場合は許可しないことがあります。
 - ・青森県の施策やその実施に反する使用
 - ・政治的または宗教的目的のみを意図した使用
 - ・その他、青森県が不相当と認める使用
- 3 本画像・動画及び説明文の使用に際して、青森県のクレジット等の表記は必要ありません。
- 4 本画像・動画データの一部利用（編集を含む）にあたっては、青森県国際経済課と協議してください。